

京都府訪問看護ステーション支援事業実施要領

(趣旨)

第1 本実施要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項における都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者のうち同法第8条第4項に規定する訪問看護又は、同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所及び、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項における厚生労働大臣が指定する指定訪問看護事業者（病院・診療所を除く。以下「訪問看護ステーション」という。）の備品整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の実施者)

第2 京都府内に主たる住所地を有する医療法人、社会福祉法人等の法人で、京都府内に訪問看護ステーションを設置する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象経費等)

第3 補助の対象とする経費は、補助対象事業者が京都府内に訪問看護ステーションを新規開設又は、既設の訪問看護ステーションにおいて当該年度の4月1日以降に、事業所従事者（保健師、助産師、看護師、准看護師、作業療法士又は理学療法士）を新規雇用又は増員した場合に、新規雇用者数又は増員数に応じて新たに購入する訪問専用の自動車、原動機付自転車及び自動二輪車の整備費（以下「訪問専用自動車等整備事業」という。）とする。
(2) 補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費、補助率及び交付額の算定方法は、別表に掲げるとおりとする。
(3) 補助金の交付は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日京都府規則第23号。以下「規則」という。）に基づき行うものとする。

(交付申請)

第4 事業実施者は、別途通知する日までに補助金交付申請書（別紙様式1）を京都府健康福祉部医療課あて提出するものとする。

(実績報告)

第5 事業実施者は、事業完了後10日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに事業実績報告書（別紙様式2）を、京都府健康福祉部医療課あて提出するものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率	5 交付額の算定方法
訪問専用自動車等整備事業	1,000千円	訪問専用自動車等の購入に係る費用 (但し、法定費用及び取得に係る各種税金を除く)	1／2	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第2欄に掲げる補助基準額とを比較して低い方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額